

議案第35号

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2023年3月3日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市個人情報保護条例の廃止及び町田市情報公開・個人情報保護審査会の設置並びに教育センターが所掌する適応指導教室の名称変更等に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会事務決裁規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市個人情報保護条例の廃止及び町田市情報公開・個人情報保護審査会の設置並びに教育センターが所掌する適応指導教室の名称変更等に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 共通決裁事項の庶務に関する事項を次のとおり整備します。(別表第2の1の項関係)

ア 審査請求に係る答申の受理に関する事項及び個人情報の業務登録に関する事項を改めます。

イ 附属機関の諮問に関する事項の専決区分から個人情報の業務登録の課長等の専決に関する規定を削ります。

(2) 個別決裁事項の教育センターに関する事項を次のとおり整備します。(別表第3の7の項関係)

ア 適応指導教室の名称を教育支援センターに変更するとともに、専決事項及び専決区分を改めます。

イ まちだJUKU専門チームの派遣を決定することに関する専決区分を改めます。

(3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会事務決裁規程（平成13年3月町田市教育委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第8条関係） 共通決裁事項 1 庶務に関する事項						別表第2（第8条関係） 共通決裁事項 1 庶務に関する事項					
項目	教育 長	専決区分			合議先	項目	教育 長	専決区分			合議先
		部長	課長	教育機 関の長				部長	課長	教育機 関の長	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(9) 審査請求に係る行政不服審査会又は情報公開・個人情報保護審査会からの答申を受理すること。			○	○		(9) 審査請求に係る行政不服審査会からの答申を受理すること。			○	○	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
(25) 個人情報を保有し、利用し、又は提供することについて、個人情報ファイル簿等を作成すること。			○	○	市政情報課長	(25) 個人情報の業務登録をすること。			○	○	

(26) 個人情報の開示等の可否を決定すること。			○	○	
(27) 公文書の公開等の可否を決定すること。			○	○	
略	略	略	略	略	略
(35) 附属機関に諮問すること。	○				
略	略	略	略	略	略

2～4 略

備考 略

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1～6 略

7 教育センターに関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略

(26) 個人情報の開示の可否を決定すること。			○	○	
(27) 市政情報の公開等の可否を決定すること。			○	○	
略	略	略	略	略	略
(35) 附属機関に諮問すること。	○		○ （個人 情報の 業務登 録に限 る。）	○ （個人 情報の 業務登 録に限 る。）	
略	略	略	略	略	略

2～4 略

備考 略

別表第3（第8条関係）

個別決裁事項

1～6 略

7 教育センターに関する事項

項目	教育長	専決区分		合議先
		部長	課長	
略	略	略	略	略

(8) <u>教育支援センターの運営に係る事務を処理すること。</u>			<u>○</u>	
(9) まちだJUKU専門チームの派遣を決定すること。			<u>○</u>	
略	略	略	略	略

8～10 略

(8) <u>適応指導教室の入退室を決定すること。</u>		<u>○</u>		
(9) まちだJUKU専門チームの派遣を決定すること。		<u>○</u>		
略	略	略	略	略

8～10 略

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。